

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和3年2月28日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	69トン	36トン
		41トン	69トン	超過済
3	クリーム	34トン	45トン	超過済
		18トン	33トン	超過済
4	粉乳類	55,605トン	30,012トン	25,593トン
		53,572トン	25,788トン	27,784トン
5	無糖れん乳	1,887トン	1,353トン	534トン
		2,546トン	1,353トン	1,193トン
6	加糖れん乳	2,264トン	126トン	2,138トン
		1,851トン	107トン	1,744トン
7	ヨーグルト	17トン	5トン	12トン
		8.3トン	4.9トン	3.4トン
8	バターミルク	189トン	12トン	177トン
		8.7トン	11.5トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	41,083トン	16,063トン
		38,714トン	36,470トン	2,244トン
10	その他の乳製品	12,824トン	8,182トン	4,642トン
		6,805トン	5,691トン	1,114トン
11	バター	20,312トン	15,843トン	4,469トン
		10,293トン	13,251トン	超過済
12	雑豆	82,310トン	61,943トン	20,367トン
		35,917トン	25,265トン	10,652トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	4,789,501トン	1,058,360トン
		3,811,332トン	4,535,607トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	1,073,063 トン	193,269 トン
		299,910 トン	188,161 トン	111,749 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	534,438 トン	175,876 トン
		731,263 トン	534,438 トン	196,825 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	2,359 トン	超過済
		901 トン	2,359 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	8,714 トン	4,797 トン
		2,922 トン	7,900 トン	超過済
17	マニオカでん粉	166,511 トン	110,831 トン	55,680 トン
		164,385 トン	110,831 トン	53,554 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	12,289 トン	9,534 トン
		21,823 トン	12,289 トン	9,534 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	806 トン	1,040 トン
		1,025 トン	806 トン	219 トン
20	イヌリン	1,387 トン	1,368 トン	19 トン
		33 トン	47 トン	超過済
21	落花生	38,113 トン	27,072 トン	11,041 トン
		24,025 トン	18,171 トン	5,854 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	113 トン	196 トン
		295 トン	113 トン	182 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	5,656 トン	4,600 トン
		3,333 トン	1,840 トン	1,493 トン
24	でん粉調製品	173 トン	220 トン	超過済
		170 トン	220 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	2,753 トン	2,994 トン
		1,182 トン	1,277 トン	超過済
27	調製食用脂	20,044 トン	12,663 トン	7,381 トン
		921 トン	1,604 トン	超過済
28	繭	7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
		7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
29	生糸	437 トン	80 トン	357 トン
		433 トン	80 トン	353 トン

#### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。